

◆ 一般事務職の試験とは別に、次の町で専門職員の採用予定があります。

この試験の詳細については、試験実施町に直接お問い合わせください。

採用予定町	職 種	受 駿 資 格
南幌町	土木技術職	平成9年4月2日以降に生まれ、学校教育法による高等学校以上(土木技術系)の学科を卒業した者、若しくは令和7年3月31までに卒業見込みの者
奈井江町	土木技術職	学校教育法による大学、短大、高等専門学校、高等学校及び専修学校、各種学校において土木技術の専門課程を履修し、令和7年3月31日に卒業見込みの者
由仁町	建築技術職	昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、1級建築士又は2級建築士の資格を有する者
	水道技術職(1)	昭和50年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者で、水道法による布設工事監督者又は水道技術管理者の資格基準を満たす者若しくは給水装置工事主任技術者の資格を有する者
	水道技術職(2)	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者で、水道法による布設工事監督者又は水道技術管理者の資格基準を満たす者、又は高等学校以上の土木工学科若しくはこれに相当する学科を修めて卒業した者
	社会教育主事	平成11年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者(令和7年3月までにその見込みのある者も含む。) ア 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者 イ 社会教育主事講習を修了した者
	保健師	平成9年4月2日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は令和7年3月31までに取得見込みの者
栗山町	一般行政職(土木技師)	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法で定める高等学校、高等専門学校、大学にて土木に関する専門課程を修め、卒業した者又は令和7年3月31までに卒業見込みの者
浦臼町	土木技術職	・平成元年4月2日以降に生まれ者 ・学校教育法における大学、短期大学、高等学校を卒業若しくは令和7年3月末までに卒業見込みの者、又はこれらに相当する学歴を有すると町長が認める者(土木に関する科目を履修した又は履修していることが必要) ・土木施工管理技士(1級又は2級)の資格を有する者、若しくは資格試験を受験する意欲のある者 ・浦臼町内に居住可能な者 ・普通自動車免許一種を取得又は採用日までに取得見込みの者

採用予定町	職 種	受 験 資 格
新十津川町	建 築 技 術 職	平成元年4月2日以降に生まれた者で、高等学校以上の学歴を有し、民間企業等(国及び地方公共団体を含む。)において正規社員としての建築に関する実務経験年数が3年以上ある者、又は高等学校以上において建築技術の専門科目を履修し卒業した者、若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者
妹背牛町	ケアマネージャー	昭和55年4月2日以降に生まれた者で、次の資格のいずれかを有する者 1)ケアマネージャーの資格及び社会福祉士の資格を有する者 2)ケアマネージャーの資格及び保健師の資格を有する者 3)ケアマネージャーの資格及び看護師の資格を有する者 普通運転免許を取得(見込みを含む)している者 採用となった場合、妹背牛町に居住できる者
	保 健 師	平成7年4月2日以降平成14年4月1日までに生まれた者 保健師の資格を有する者、又は令和7年3月末までに保健師の資格を取得見込みの者 普通運転免許を取得(見込みを含む)している者 採用となった場合、妹背牛町に居住できる者
秩父別町	建 築 技 師	平成6年4月2日以降に生まれた者で、一級建築士又は二級建築士の資格を有する者、若しくは大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等において建築技術の指定科目を修めて卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業見込みの者
北竜町	建 築 技 術 職	建築設計、施工について実務経験が2年以上である者、1級建築士又は2級建築士の資格を有する者で、年齢が概ね35歳以下の者、又は2級建築士の受験資格を有する者で、年齢が概ね30歳以下の者
	保 健 師	保健師資格取得者、又は令和7年3月31日までに取得見込みの者
沼田町	介 護 職	介護福祉士の資格を有する者、又は令和7年3月31日までに取得見込みの者で、年齢が概ね30歳以下の者
	建 築 技 術 職	建築に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級建築士以上の資格を有している、年齢が概ね45歳未満の者
	土 木 技 術 職	土木に関する実務(設計・施工)経験が概ね3年以上あり、2級土木施工管理技士以上の資格を有している、年齢が概ね35歳未満の者、又は学校教育法に基づく大学又は短期大学、専修学校の専門課程(修業年限2年以上)、高等専門学校若しくは高等学校を令和7年3月31日までに卒業又は卒業見込みで、土木に関する専門課程を履修された者